第44号
昭和35年（1960）
6月10日発行

発行人
栃尾市
新潟県栃尾市
電話（代表）750番

# 広報とちお

昭和32年2月20日第三種郵便物認可　毎月10日発行（定価一部2円）

**栃尾市の人口**
（5月末日現在）

| | |
|---|---|
| 世帯数 | 7.268 |
| 人口 | 38.348人 |
| 男 | 18.556人 |
| 女 | 19.792人 |

**今月の市税**
計画納税をいたしましょう
△ 市県民税第分 1期分
納期 6月30日

# 農業委員の改選

## 選挙期日七月十五日（予定）

昭和三十二年七月執行されむ者、および同居の親族とそ の現在の農業委員会の委員の任期は、七月十九日満了いたしますので、これに伴う一般選挙は大体全国的に統一されて、七月十五日に行われる予定です。

一　選挙する委員の数は、さる三月の市議会定例会で市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部が改正されて、現在二十五人の委員数が、こんどの一般選挙から二十人に改められることになりました。

二　選挙の有権者数は、昨年十二月一日現在で登録申請された農業委員会委員選挙人名簿の確定登録者数は、一三、三九四人（男六、四九七人　女　六、八九七人）です。この選挙の有権者は、この名簿に登録されたかたです。なお、この選挙では補充名簿は調製いたしません。

三　被選挙権のあるかたは、被選挙権（委員となることのできるかた）は、必ずしも名簿に登録されてあることを要しませんが、選挙の期日現在で満二十才以上であり、市内に住所を有して一反歩以上の農地につき耕作の業務が営まれている者、および同居の親族とそ の配偶者であって、年間約六十日（七月五日から十日までの十日以上耕作に従事する者で届出人から必要書類を添えて選挙長に届け出ることが必要ですが、届書用紙その他参考書類は、申出があれば告示の日までもお渡しできる予定です。（選挙管理委員会）

告示の日から、選挙期日前五日（七月五日から十日までの子定）までに本人か、推せん届出人から必要書類を添えて選挙長に届け出ることが必要ですが、届書用紙その他参考書類は、申出があれば告示の日までもお渡しできる予定です。（選挙管理委員会）

## 三十四年における農地の動態

### 所有権移転三十二町

旧自作農創設特別借置法により、多数の農家が地主制度から解放され自作農となりました。農地改革後十年余り経た現在、農地の権利関係三十二町五反六畝二十歩用途変更等の動向は次第に活発になつております。たとえば工業の生産力拡大に伴う敷地のための転用、農業経営合理化、農村生活向上に寄与する兼業傾向による権利関係の移転等その理由はいろいろあると考えられます。

本市における過去一カ年の農地の動態をつぎのとおりまとめました。みなさんの農地保全と愛護想の高揚になればと愛護想の高揚になればと

△所有者が農地以外の目的に転用した農地　三十件、九反七畝二十一歩　△宅地、道路等に転用するため売買した農地、六十四件、五町一反六畝七歩、△所有者に返還された小作地、五十五件、五町三反九畝八歩、△農地以外の地目に変換する証明をした農地、百六件、八町二畝二十八歩、△利用状況が悪い等のため国が買戻した開拓地、十四件、一町四反九畝十九歩、△開拓地として国が売渡した土地、六十六件、五町二反六